

# 構造改革徹底推進会合 第1回

平成28年10月27日

経済産業省

商務情報政策局

# I 安全安心の確保

## サイバーセキュリティ

# 1-1. 社会インフラを狙ったサイバー攻撃の増加

- 近年、サイバー攻撃の事案は増加傾向。従来の情報窃取等を目的とした攻撃だけではなく、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大。テロリストや他国家によるサイバー攻撃には、大規模停電のように生命・財産を脅かすものがある。
- このため、国民の安全に責任を持つ政府と、インフラの安定的な運用に責任を持つ事業者が連携し、対策に取り組む必要がある。

## 原発の制御システム停止（米国、2003年）

発電所の制御システムがウイルスに感染。制御システムが約5時間にわたって停止。



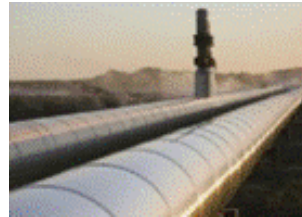
## 製鉄所の溶鉱炉損傷（ドイツ、2014年）

何者かが製鉄所の制御システムに侵入し、不正操作をしたため、生産設備が損傷。



## 石油パイプラインの爆発（トルコ、2008年）

何者かが石油事業者のネットワークに侵入。パイプラインの圧力を高めて爆発。



## 変電所へのサイバー攻撃（ウクライナ、2015年）

マルウェアの感染により、変電所が遠隔制御された結果、数万世帯で3～6時間にわたる大停電が発生。



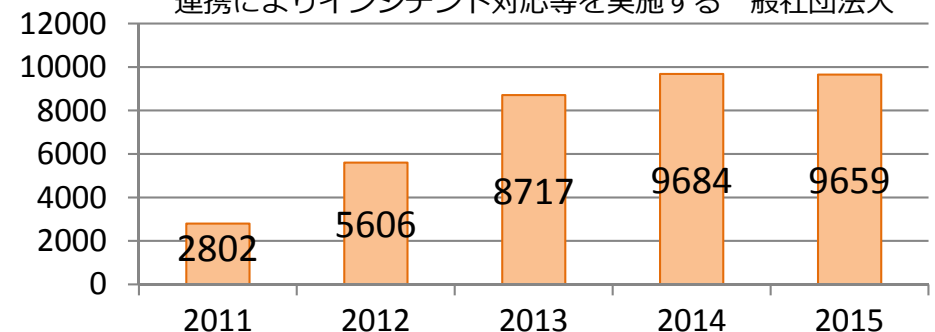
## ロンドン五輪への攻撃（イギリス、2012年）

毎秒約1万件の不正通信。開会式会場の電力システムへの攻撃情報。手動に切り替え。



## JPCERT/CC（※）のインシデント調整件数

JPCERT/CC（ジェイピーサーティーエーティージェイシーセンター）は、海外機関との国際連携によりインシデント対応等を実施する一般社団法人



## 1-2. 企業活動におけるサイバーセキュリティ対策

- 企業にとって、自然災害等の脅威に比べ、サイバー攻撃の脅威は肌感覚では認識しがたいもの。  
また、サイバー攻撃の脅威は、日々、高度化を続けている。
- このため、経営者において、①模擬攻撃等を通じたリスク分析によりサイバー攻撃の脅威を正しく認識し、②システム更新・人材育成等のセキュリティを高めるための投資を行い、さらに、③これらを企業活動における継続的サイクルとして根付かせていく、というアプローチが有効。
- 我が国において、こうした企業活動を定着させ、経済活動として循環させていくことにより、セキュリティを産業化していく。

### 【サイバーセキュリティ対策を実装するためのプロセス】

#### ① サイバー攻撃の脅威の認識 (経営者のコミット)

- リスク分析・評価
- 情報共有

#### ② セキュリティ投資の実施

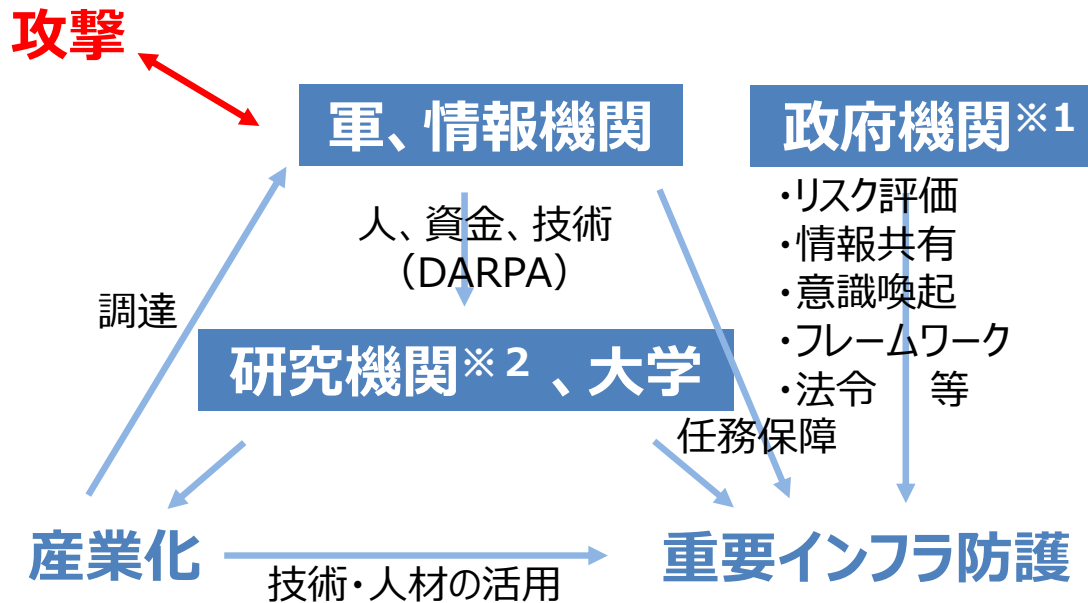
- ◆ 社内システム等へのセキュリティ投資
  - 社内システムの改善
- ◆ 対策の中核を担う人材の育成・配置
  - 産業系サイバーセキュリティ推進センター（仮称）の活用
  - セキュリティ人材のキャリアパス構築

#### ③ 継続的サイクルとして定着

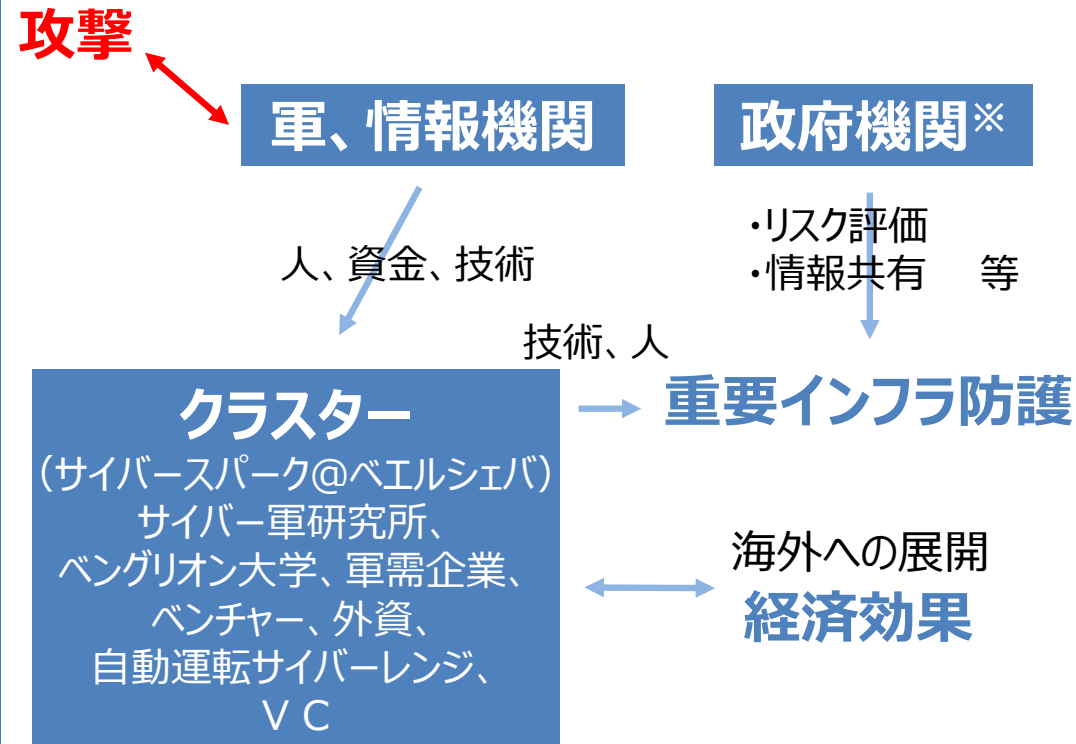
産業の振興・強化

# (参考 1) 米国やイスラエルのサイバーセキュリティのエコシステム

- 米国・イスラエルでは、膨大な軍事予算と、日々攻撃にさらされている実戦経験を通じ、軍や情報機関のニーズに基いた極めて高度な技術と人材が養成され、民間企業にスピルオーバーしている。
- こうした知見は民間において産業化され、米国であれば国防総省、情報機関への納入、イスラエルであればグローバルマーケットへの売込みを通じ、ヒト、カネ、技術が循環するエコシステムが機能。



※1 DHS:国土安全保障省  
DOE:エネルギー省  
NIST:アメリカ国立標準技術研究所  
※2 INL:アイダホ国立研究所



※ NCB: 国家サイバー局

## (参考2) 海外の重要インフラのサイバーセキュリティ対策について

- 米国は、2015年に制定した「サイバーセキュリティ法」により、サイバーセキュリティ脅威情報を官民で共有する手続きを規定。
- EUは、2016年に採択した「ネットワーク及び情報セキュリティ指令」により、加盟国に対して、重要インフラ事業者による政府へのインシデント報告を義務化することを求めている。ドイツは当該指令を見越して、2015年に「ITセキュリティ法」を制定し、情報セキュリティ庁へのインシデント報告等を義務化。

### アメリカ

#### 【重要インフラ分野（16分野）】

化学、商業施設、通信、重要製造業、ダム、防衛産業基盤、緊急対応サービス、エネルギー、金融、食料・農業、政府施設、ヘルスケア・公衆衛生、情報技術、原子炉・核物質・核廃棄物、輸送システム、水・排水システム

#### 【サイバーセキュリティ法（2015）】

サイバーセキュリティ脅威情報を官民で共有する手続きと、これに従い情報共有を行った民間主体等が免責を受ける旨を規定。

※法案提出時に記載があった、指定重要インフラ事業者に対するサイバーセキュリティポリシーの作成義務、政府による評価措置は、米国産業界からの強い反対を受けて削除。

### EU

#### 【重要インフラ分野（7分野）】

エネルギー、交通・輸送、銀行、金融、医療、水、デジタルサービス

#### 【ネットワーク及び情報セキュリティ指令（2016）】

加盟国に対して、①サイバーセキュリティ国家戦略の策定、②政府としての情報交換組織・CSIRTの設置、③国内の重要インフラ分野の指定、④重要インフラ事業者に対して政府へのインシデント報告義務を課すこと、を求めるもの。

### シンガポール

#### 【重要インフラ分野（11分野）】

金融、行政、ヘルスケア、緊急サービス、メディア、エネルギー、水道、情報通信、空港、港、鉄道

#### 【コンピュータ悪用防止及びサイバーセキュリティ法（2013）】

内務大臣が事業者に対して、サイバー攻撃等に係る重要情報を共有するよう指示できる旨を規定。（共有は義務でない）

### ドイツ

#### 【重要インフラ分野（7分野）】

エネルギー、ICT、水、食料、医療、金融、交通

#### 【ITセキュリティ法（2015）】

重要インフラ事業者に対して、①サイバーセキュリティに係る最低限の基準を満たしていることについて情報セキュリティ庁の証明を得ること、②2年ごとにセキュリティ監査等を受けること、③サイバー攻撃と思われる事象が発生した場合に情報セキュリティ庁へ報告することを義務化。

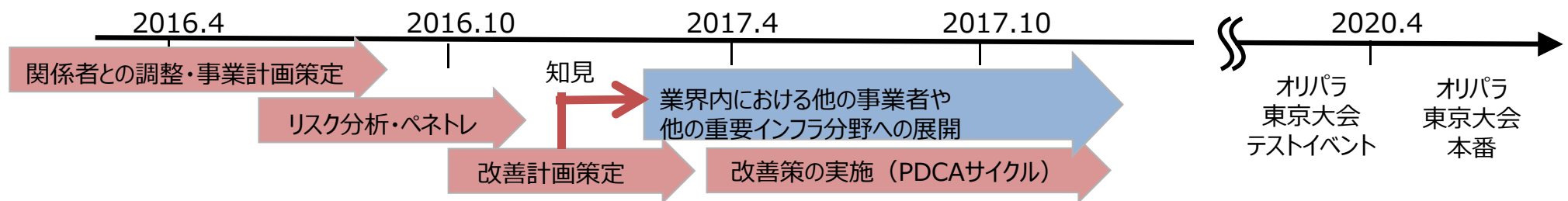
## 1-2-1. 重要インフラ事業者の対策強化

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に影響を与えるような重要なインフラ事業者については、侵入テストを含む徹底的なリスク評価と対策立案が必要。

### 重要インフラ対策に係る取組

- 電力分野においては、セキュリティガイドラインを電気事業法の保安規程等に位置づけることにより、サイバーセキュリティ対策を義務化。
- 重要インフラ事業者によるサイバーセキュリティ対策を確認し、防御力の確認や改善計画策定等を行う事業を本年4月から実施。さらなる横展開が必要。

(参考) 侵入テストの実施について

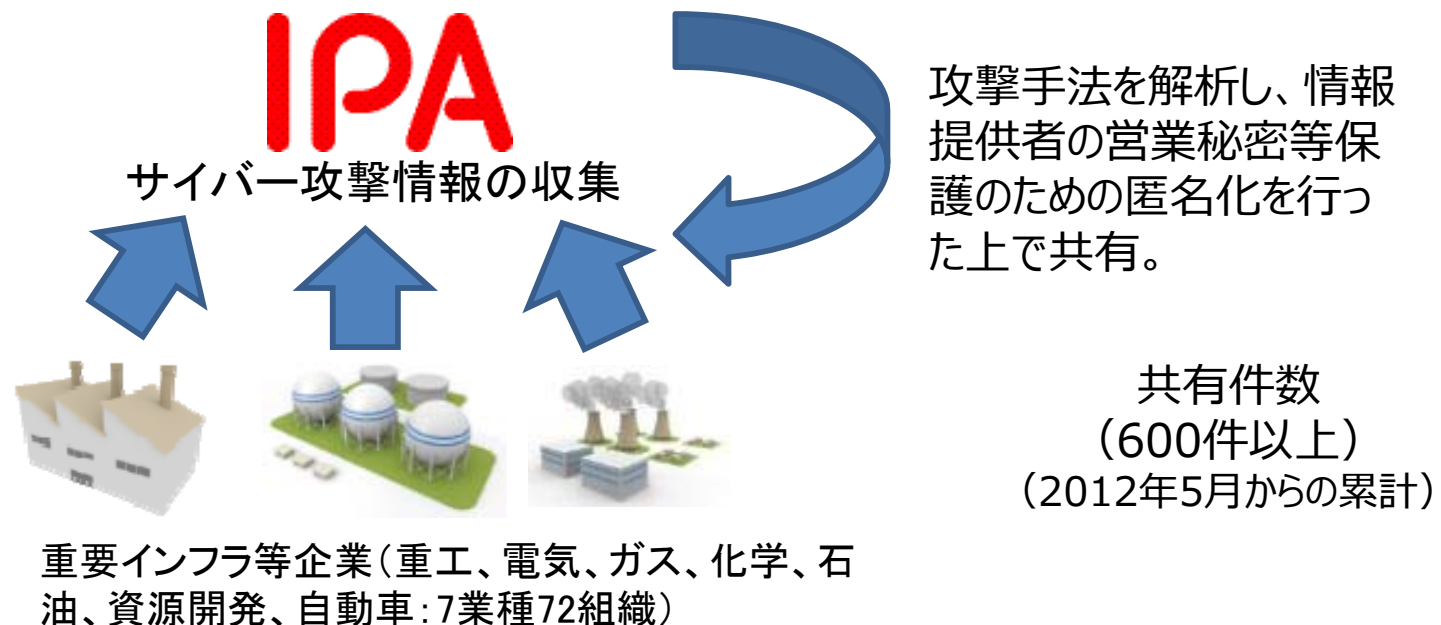




## 1-2-2. インシデント情報の収集・共有によるサイバーセキュリティ対策の強化

- IPAは、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃情報共有体制（J-CSIP（ジェイシップ）：Initiative for Cyber Security Information sharing Partnership of Japan、7業種、72組織が参加）を構築。
- 公的機関としての信頼性を基に、秘密保持等契約を結び、企業から情報を収集、解析、秘匿化し、迅速に共有することにより被害拡大を防止。
- さらに、重要インフラのサイバーセキュリティ対策を強化していくためには、省庁・業種横断的にインシデント情報を収集・共有する実効的な仕組みが必要。

### 【J-CSIPの仕組み】





# 1-2-3. 重要インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティ対策を担う人材の育成

- 平成29年春頃を目処に、(独) 情報処理推進機構 (IPA) に産業系サイバーセキュリティ推進センター (仮称)を設置し、官民の協働によりサイバーセキュリティ対策の中核となる人材を育成。
- 模擬プラントを用いた演習や実システムの安全性検証等の実践経験を通じて、重要インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティ対策の根幹を担う人材・技術・ノウハウを生み出す。
- 他業界や同業他社のセキュリティ責任者やホワイトハッカー等の専門家、海外有識者等との人脈を形成した人材が、各社において総合的なセキュリティ戦略立案を担う。
- 産業界においては、セキュリティ人材の育成、キャリアパスの構築等に関する経営者のコミットが重要。

## 模擬プラントを用いた対策立案

- 情報系システムから制御系システムまでを想定した模擬プラントを設置。専門家と共に安全性・信頼性の検証や早期復旧の演習を行う。
- 海外との連携も積極的に実施。

## 実際の制御システムの安全性・信頼性検証等

- ユーザーからの依頼に基づき、実際の制御システムやIoT機器の安全性・信頼性を検証。
- あらゆる攻撃可能性を検証し、必要な対策立案を行う。

## 攻撃情報の調査・分析

- おとりシステムの観察や民間専門機関が持つ攻撃情報を収集。新たな攻撃手法等を調査・分析。



## 1-3. 今後の取組

- サイバーセキュリティ対策を強化するためには、経営者がサイバー攻撃の脅威を正しく認識し、セキュリティ対策を高めるための投資を行い、これらの取組を企業活動や社会システムにおける継続的サイクルとして根付かせていくことが重要。
- これらの取組に関する経営者のコミットを引き出すため、政府としては、対策を促す支援スキームの構築、最低限実施すべき対策のルール化などの環境整備に取り組んでいくことが必要。

### <政府において必要な取組>

- 企業において対策の中核を担う人材の育成支援。
- サイバーセキュリティ対策保険の中小零細企業による利用等の促進や、業界別ガイドラインの整備等の検討。
- 重要インフラにおいて実装すべき対策の具体的内容の検討と、各重要インフラ事業者等が確実に対策を実装するための制度の検討。
- 省庁・業種横断的にインシデント情報を収集・共有する実効的な仕組みの検討。

## Ⅱ 利活用の促進

# IoT推進コンソーシアム

- IoT/ビッグデータ/人工知能時代に対応し、企業・業種の枠を超えて産学官でその利活用を促進するため、民主導の組織として「IoT推進コンソーシアム」を設立。（平成27年10月23日）
- 技術開発、利活用、政策課題の解決に向けた提言等を実施。総務省、経済産業省等が協力。

## IoT推進コンソーシアム

運営委員会（15名）

参加企業等 約2400会員（10月現在）

### 技術開発WG

（スマートIoT推進フォーラム）

ネットワーク等のIoT関連技術の開発・実証、標準化等

### IoT推進ラボ

（先進的モデル事業推進WG）

先進的なモデル事業の創出、規制改革等の環境整備

支援委員会

### IoTセキュリティWG

IoT機器のネット接続に関するガイドラインの検討等

### データ流通促進WG

データ流通のニーズの高い分野の課題検討等

- 25名で構成（うち過半が外資系企業）
- 各IoTプロジェクトに対するアドバイス、**規制・制度に関する政府提言等**を行う

## IoT推進ラボにおける支援内容

企業連携を促進し資金・規制両面から集中支援

### 企業連携支援

業種・企業規模・国内外の垣根を越えた企業連携、プロジェクト組成を促進する場（マッチング等）の提供

### 資金支援

プロジェクトの性質に応じた官民合同の資金支援

- 事業化に向けた先進的な短期個別プロジェクト
- 社会実装に向けた中期的実証プロジェクトなど

### 規制改革支援

プロジェクトの社会実装に向けて、事業展開の妨げとなる**規制の緩和、新たなルール形成等**を実施

<テーマ（案）>

製造分野 （※）	モビリティ	医療・健康	公共インフラ ・建設	エネルギー
農業	物流・流通	行政	産業保安	教育 サービス
金融 （※※）	スマート ハウス	観光		

※ロボット革命イニシアティブ協議会と緊密に連携  
※※FinTech研究会と緊密に連携

## Ⅱ 利活用の促進

### 1. データ利活用ルール

## 2-1-1. 産業界のデータ流通の促進(ユースケースベースでの解決)

- 産業界におけるデータ流通を阻む制約要因としては、
  - ①事業者がプライバシーとの関係で炎上を懸念して**萎縮する傾向**にあること、
  - ②事業者間でのデータ共有が定着しておらず、**一社で囲い込む傾向**にあること、等がある。
- このため、経済産業省では、総務省と共同で、データを保有する事業者からデータの提供についてユースケースベースで相談を受け付け、有識者を交えて、プライバシー保護との関係、契約の締結の在り方、安全管理などの解決策を個別に議論。
- これらのユースケースの蓄積を「判例」的に整理し、事業者の参考に供するために公表する予定。

### IoT推進コンソーシアム 〈データ流通促進WG〉



座長：森川博之（東京大学先端科学技術研究センター教授）

基本は非公開とし、事業者を招聘し、月1回ペースで開催。社名を伏せ結果を公開。

### データ流通を検討している具体的事例

- ・ タクシー等の位置・運転情報  
→ 混雑予測・カーナビや都市施策への活用
- ・ 一年先までのエリア別の宿泊予約情報  
→ 地域のインバウンド需要予測への活用
- ・ 介護センサー情報  
→ 医療や介護運営分析への活用

## 2-1-2. 産業界のデータ流通の促進(ガイドライン等の策定)

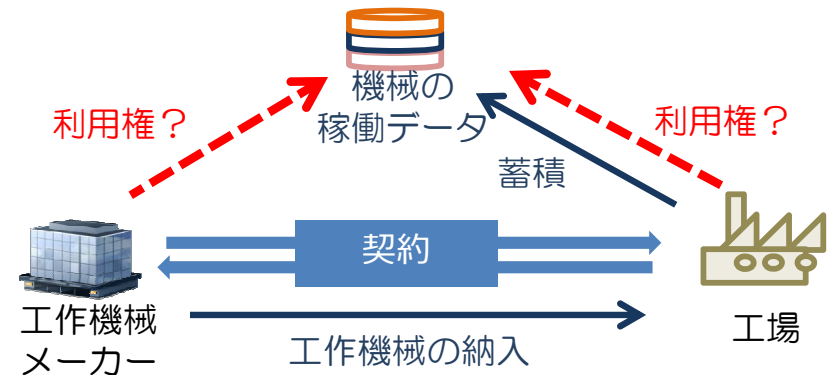
- 個別の課題を超えて、事業者に通ずる課題については、事業者の指針となるガイドライン等によるルール整備を推進。
- 具体的には、
  - ① プライバシーとの関係で萎縮傾向が強い**カメラ画像の利活用**について、利用者とのコミュニケーション、安全管理措置などを官民で議論し、年内には**ガイドブックを策定予定**。
  - ② 複数事業者間でデータの利活用権限が明確となっていないが故にデータ流通が進んでいないという課題については、今後、**契約上で権限を明確化するためのひな型等も含むガイドライン**策定を検討。

### カメラ画像の利活用が期待されるケース

- ・ 店内カメラを活用したマーケティング分析
- ・ 屋外カメラを活用した人流分析
- ・ 駅等の公共空間のカメラを活用した異常検知
- ・ ドライブレコーダーを活用したマッピング活用など

→ディープラーニングにより、属性判定・動作等の詳細な分析が可能となっているところ、こうしたAIビジネスの環境整備にもつながる。

### データ利活用権限が不明確なケース



工場データについては工場と工作機械メーカーで協調領域で十分に共有できていないケースあり。

→センサー情報など複数の事業者が関与するケースについて利用権限の明確化を推進し、データ流通・利活用を促進。



## Ⅱ 利活用の促進

### 2. 行政手続きIT化/行政データの徹底開放

## 2-2. 経産省における具体的な取組の事例等

- 「世界最先端IT国家創造宣言」等に則り、経済産業省としても、申請件数の多い特許等の手続きにかかるIT化や、政府が保有する法人関連情報（調達実績、許認可、処分・表彰等）について、利活用しやすい形でのオープン化を推進。
- データ利活用に積極的な事業者等から、公共データに対する具体的なニーズが出てきており、公共データ開放をさらに進めることが必要。

### 【経産省の取組事例】

#### ■ 特許の電子出願 [1990年12月～]

- 他国に10年先駆け、1990年に世界初の電子出願システムを特許・実用新案出願手続きに導入。それを皮切りに、意匠・商標の出願、国際特許出願などの手続きに拡大。現在、全ての出願手続きにおいて24時間365日電子的に申請が可能。

(2015年時点、特許出願の電子出願比率は約98%)

#### ■ 法人ポータルへの運用 [2016年4月～]

- 政府が保有する法人関連情報（調達実績、許認可、表彰等）を、法人番号を用いて名寄せし、利活用しやすい形でオープンデータとして公開。
- 当システムは経済産業省が先行的に構築。2017年1月の全府省庁版の稼働に向けて、各府省庁に対し法人関連情報の提供を依頼中。
- 取引先選定、信用調査、競合企業分析等に利活用可能。



### 【ニーズのある公共データの例】

#### 自動走行による無人タクシーサービス

- カメラでの正確な認識が難しい**信号情報**や、安全なルート選択のために必要な**道路工事・規制情報（場所、時間、対象道路の幅等）**等の公共データ利用により、早期の自動走行サービス実現に寄与することが考えられる



#### インフルエンザ等発生状況の警告サービス

- 保健所が公表する**インフルエンザ等発生状況（月日、場所、件数）**を地図上にマッピングすることで、子育て世帯や高齢者などに、感染症の早期予防を促すサービスの実現が想定される。



# (参考) 海外の動向 行政のIT化がもたらす社会

- デジタル情報の利活用が進んでいる海外政府においては、IT技術を活用した革新的な行政サービス、オープンデータによる新ビジネスの創出が実現している。

## 1. 手続きのIT化

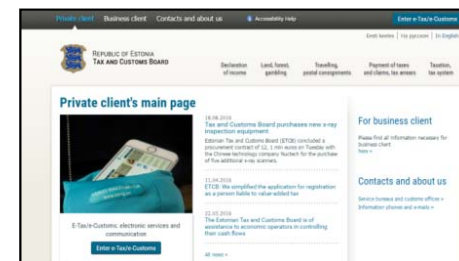
### 英国 Tell Us Once

特定の個人が死亡した場合、ひとつのシステムに死亡情報を登録するだけで、関係省庁に対して情報が共有され、各種手続きが完了。



### エストニア e-Tax

国民の約95%が活用する税務申告システム。納税者は自動記入されたデータを見て「confirm」を押すだけで所要数分で申告が完了。



## 2. オープンデータの活用

### 米国 Opower

住居タイプ、築年数、世帯人数等別のエネルギー使用に関する統計データを用いて、消費者をセグメント分け、同一セグメントに属する消費者に対し具体的な省エネ対策をアドバイス。



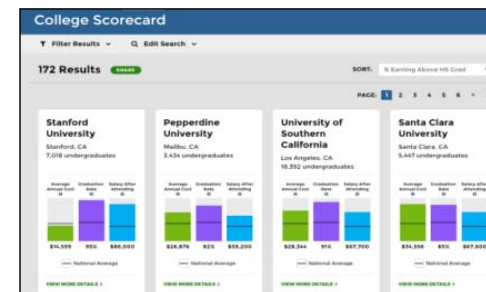
### 米国 Climate Corporation

気象データ、収穫量データ等のオープンデータを活用し、農家向けの収入補償保険商品のサービスを実施。



### 米国 College Scorecard

教育省が、入学しやすさ、学費、卒業後の年収等の大学に関するデータを集約し、オープンデータとして提供。



## Ⅱ 利活用の促進

### 3. シェアリングエコノミーの推進

## 2-3. シェアリングエコノミーの推進に向けて

- 経済産業省としては、遊休資産の有効活用やそれを通じた産業構造の新陳代謝促進等の観点から、先進的プロジェクトを発掘・支援するIoT推進ラボにおいて、シェアリングサービスに対しても支援等を実施しており、規制改革等を通じてその面的展開を促進。
- また、自治体による事業者との連携を案件組成の段階から後押しすることで、地域発の優良事例の発掘・支援を行い、シェアリングを活用した新たな公共サービスを促進している。

### 株式会社スペースマーケット

※IoT Lab Selection第2回ファイナリスト

～場所のシェアリングビジネスによる地方創生  
実現とマイクロアントレプレナーの創出～



- 会議室等の遊休スペースのホストと場所を探しているゲストをマッチングするプラットフォームを運営。
- IoT推進ラボの各種支援スキームを活用し、①AIを活用したダイナミックプライシング・リコメンド機能の精緻化、②ホスト・ゲストが安心して利用するための規制の明確化（補償制度の設計・実現）を目指す。

### 事業者と自治体の連携事例

The infographic highlights several partnership examples between businesses and local governments:

- As Mama Inc. (アスママ) × 生駒市:** 子育て支援の連携協力に関する協定を締結 (Signed agreement for cooperation on childcare support).
- SPACEMARKET × 群馬県桐生市:** キッズパレイとの業務提携し群馬県桐生市の遊休施設活用 (Business cooperation with Kids Parade for utilizing vacant facilities in Kiryu City, Gunma Prefecture).
- 株式会社クラウドワークス (Crowd Works):** 平成27年度、全国6地域でクラウドワーカー育成事業を推進 (Promoted cloud worker training projects in 6 regions nationwide in FY2015).

The regions and projects shown on the map are:

- 北海道 別海町:** 総務省・マイクロソフトふるさとテレワーク実証事業 (Ministry of Internal Affairs and Communications / Microsoft Rural Telework Pilot Project)
- 長野県 塩尻市:** 塩尻振興公社クラウドディレクター育成事業 (Shinji Revitalization Public Corporation Cloud Director Training Project)
- 千葉県 木更津市:** 木更津市クラウドワーカー育成事業 (Kisarazu City Cloud Worker Training Project)
- 神奈川県 横須賀市:** 総務省・横須賀商工会議所ふるさとテレワーク実証事業 (Ministry of Internal Affairs and Communications / Yokohama Chamber of Commerce Rural Telework Pilot Project)
- 兵庫県 加古川市:** 加古川市女性のための就労支援業務 (Kakogawa City Job Support for Women)
- 宮崎県 日南市:** 日南市月収20万円ワーカー育成プロジェクト (Hinokage City 200,000 Yen Monthly Income Worker Training Project)

Additional text: プロジェクト参加者全員がクラウドワーキングの実績を評価され、東京から日南市への移転企業に正社員として就職が決定 (All project participants were evaluated for their cloud working performance and secured full-time jobs in Hinokage City, Miyazaki Prefecture, after being recruited by companies that have relocated from Tokyo).



# (参考 1) シェアリングエコノミーの意義

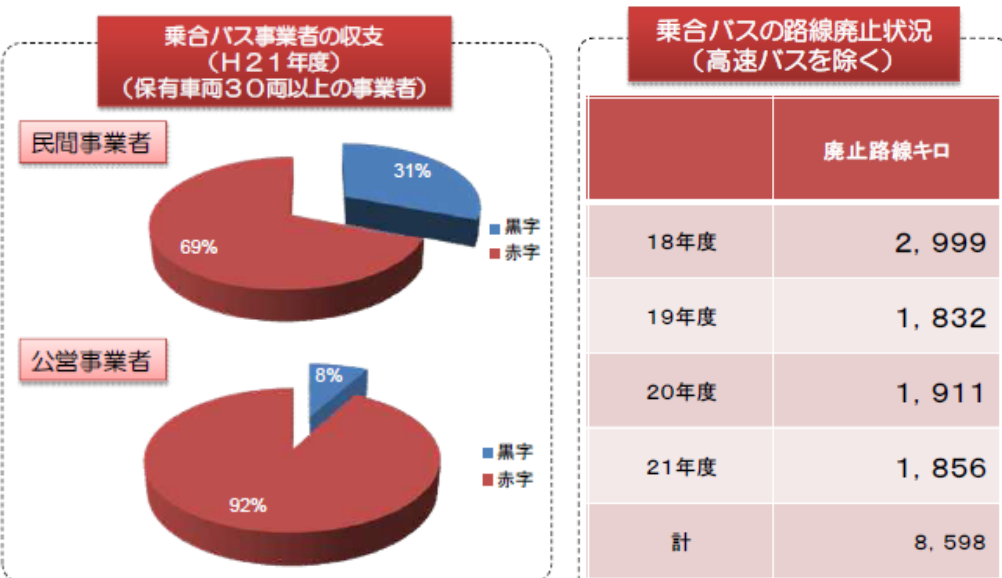
- 人口減、低成長等を背景に、特に地方においては今後、「公」が現行水準の公共サービスを維持していくことは困難に。
- シェアリングエコノミーの活用により、「公助」から「共助」の仕組みへのパラダイムシフトを推進していくべきではないか。

「移動サービス」の例：  
 バス路線の廃止や減便が相次いでいる中、移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方社会経済活動の衰退が進展するリスクが懸念。

「保育サービス」の例：  
 待機児童数は一向に減少せず、女性の社会進出の妨げとなっているが、保育士数・将来の人口構成等を鑑みると公的なサービスの拡充による課題解決には限界。

## 【バス交通を巡る危機的状況】

## 【保育所等の定員・利用児童数・待機児童数の状況】



	保育所等数	定員	利用児童数	待機児童数
平成25年	24,038カ所	2,288,819人	2,219,581人	22,741人
平成26年	24,425カ所	2,335,724人	2,266,813人	21,371人
平成27年	25,464カ所	2,474,554人	2,330,658人	23,167人

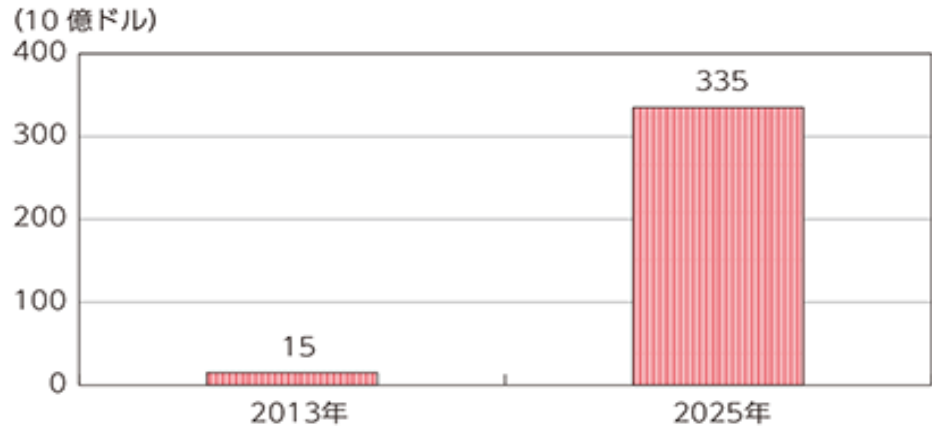
(出典)：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」

(出典)：国土交通省「地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組マニュアル」

## (参考2) シェアリングエコノミーの可能性

- シェアリングエコノミーの進展は、「所有」から「共有」への移行により、新たな巨大市場を生み出すと推計されている。社会への影響については、生産活動に負の影響を与える一方で、新サービスの創出等も考えられるため、総合的に評価することが必要。
- 自治体において、シェアリングサービスを通じ、遊休公共資産（ヒト・モノ）の稼働率向上、業務効率化等を図る事例あり。こうした動きの推進に向け、ルール見直し・整備が必要。

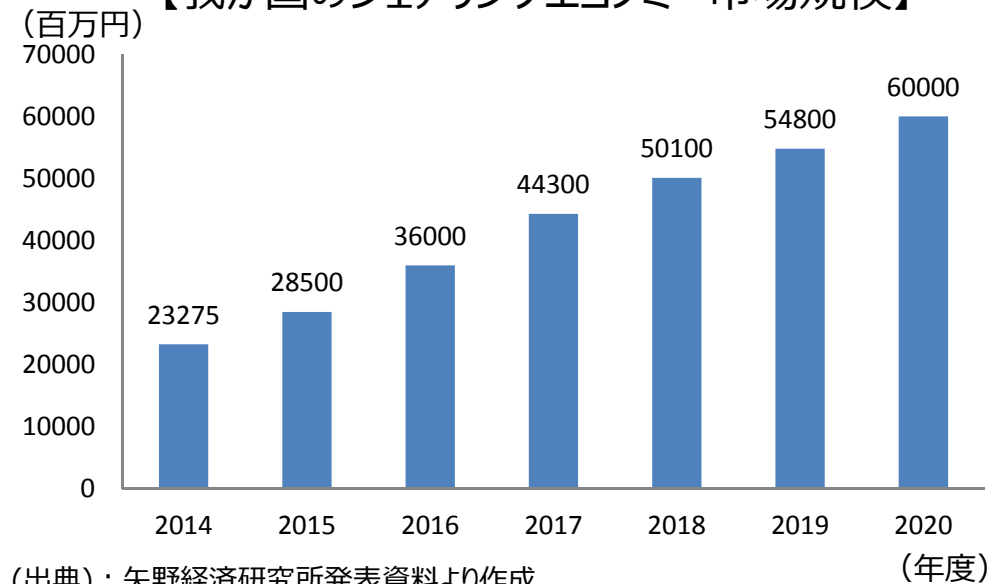
### 【世界のシェアリングエコノミー市場規模】



※金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

(出典) : PwC「The sharing economy - sizing the revenue opportunity」

### 【我が国のシェアリングエコノミー市場規模】



(出典) : 矢野経済研究所発表資料より作成

※2016年度は見込み額、2017年度以降は予測額

### 【今後必要と考えられるルール整備】

- 公共財産のシェアリング活用のための公有財産規則の見直し
- クラウドソーシング活用のための役務等に係る調達規則の見直し
- 自治体職員によるクラウドソーシング参加のためのルール整備

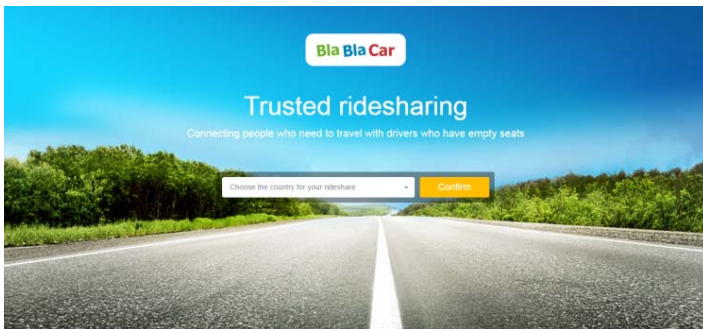


# (参考3) 世界のシェアリングエコノミーサービス

- 民泊・Uber型ライドシェア以外にも、長距離の相乗り型ライドシェア、食事のシェア等、多様なシェアリングサービスが登場し、成長途上にある。

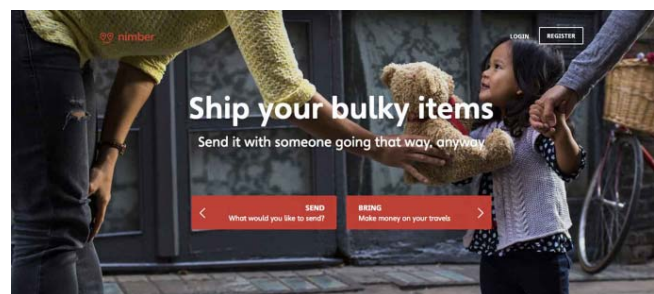
## 相乗り型ライドシェア (例：BlaBlaCar)

- 都市間移動に活用できる相乗り型ライドシェアサービス。
- 目的地を入力すると、同方面に移動予定のドライバーとマッチング。
- BlaBlaCarはフランスを始めとする欧州各国、インド等22カ国でサービスを展開。ユーザーは3500万人超。



## 物流のシェア (例：nimber)

- 荷物を届けたい人と、届けることができる人をマッチングするサービス。
- ある場所に移動する「ついで」に荷物を運ぶことが想定されており、一般の輸送サービスに比べ安価。



See how easy it is

1 Post your delivery

A small skateboard  
London → Birmingham

## 食事のシェア (ミール・シェア) (例：VizEat)

- 食事の提供を受けたい人（典型的には旅行者）と地元の人をマッチングする訪問型ミールシェアサービス。
- 110カ国において、2万人以上のホスト、8万人以上のユーザーが登録。



## (参考4) 主要国のシェアリングエコノミーに対するスタンス

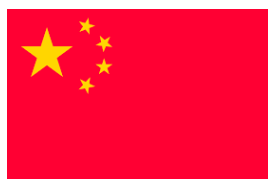
- 各国共にシェアリングエコノミーに対しておおむねポジティブな態度を示しており、制度整備も進展しつつある。



- **米国**ではシェアリングエコノミーが国民に広く根付いており、成人の4.2%に値する1030万人がシェアサービスから収入を得ているとの調査結果も。
- ライドシェアについては、州を含む70以上の自治体でライドシェアを認める法律や条令が制定されている。



- **EU**では2016年6月2日、EU委員会がシェアリングエコノミーに関するガイダンスを発表し、加盟各国に対し、同ビジネスのバランスのとれた発展を促すよう要求（法的拘束力は無し）。
- 欧州司法裁判所は今年中に、Uberが法律的にタクシーのような輸送サービスの範疇であるのか、インターネットサービスなのか、判断を出す予定との報道あり。



- **中国**では、李首相が、シェアリングエコノミー推進制度改革を、知財の保護や情報セキュリティの確保とともに積極的に進めていく旨発言。
- ライドシェアを合法化することが決定済み。ドライバーには、犯罪歴が無いこと、3年以上の運転歴を有すること、技術試験に合格すること等が求められる。



- **韓国**ソウル市は「シェアリングシティ・ソウル」プロジェクト（2012年9月発表）により、人口増加に伴う過度なインフラ整備（道路、駐車場、図書館等）を削減するとともに、市民へのシェアリングエコノミー活用による行政サービスの提供を実施。ライドシェアに関しては2015年夏以降、法的に禁止。



- **シンガポール**では、シェアリングエコノミーは、リー・シェンロン首相が、シェアリングエコノミーは利便性向上等により国民生活向上に資するとの認識を発信。
- 2016年4月、陸上交通庁（LTA）は、私用車配車運転免許の取得等を義務付けとあわせて、タクシー運転免許の要件を簡素化することを発表。